

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和6年8月26日(2024.8.26)

【公開番号】特開2024-50837(P2024-50837A)

【公開日】令和6年4月10日(2024.4.10)

【年通号数】公開公報(特許)2024-066

【出願番号】特願2024-16932(P2024-16932)

【国際特許分類】

H04N19/70(2014.01)

10

【F1】

H04N19/70

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月9日(2024.8.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ビデオ符号化のための方法であって、
ビデオシーケンスを符号化するステップと、
固定長コードワードを含むハイレベルシンタックス構造におけるピクチャセグメントの
識別子を搬送するバイナリ符号化シンタックス要素を復号化するステップと、
前記ピクチャセグメントを再構成するステップと、

を含み、
パラメータセットは、前記ハイレベルシンタックス構造が属するピクチャについてアク
ティブである、

方法。
30

【請求項2】

前記ピクチャセグメントは、タイル、タイル群、または、サブピクチャ、のうちの1つ
である、

請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記シンタックス要素は、前記ピクチャセグメントにおける、それぞれ、マクロブロックア
ドレス、第1マクロブロックまたは符号化ユニットの符号化ユニットアドレス、もし
くは、第1符号化ユニットのタイルアドレス、のうちの1つである、

請求項2に記載の方法。
40

【請求項4】

前記シンタックス要素は、タイル識別子である、

請求項2に記載の方法。

【請求項5】

所与のタイルレイアウトについて、前記タイルレイアウトにおける各タイルは、固有の
タイル識別子を有し、かつ、前記固有のタイル識別子は、前記タイルレイアウトにおける
前記ピクチャセグメントのスキャン順序に従って、割り当てられている、

請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記スキャン順序は、前記タイルレイアウトの左上隅のタイルに関連付けられており、
50

かつ、上から下へ、右から左への順序に従って、1つずつ増加される、

請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記シンタックス要素は、前記ハイレベルシンタックス構造において固定位置にある、
請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記シンタックス要素のサイズは、前記パラメータセット内の少なくとも1つのシンタックス要素を通して決定される、

請求項1に記載の方法。

【請求項9】

前記方法は、さらに、

前記バイナリ符号化シンタックス要素の復号化に基づいて、前記バイナリ符号化シンタックス要素に関連付けられたタイル識別子が、復号化されるタイルのリストに含まれていることを決定する、ステップと、

前記タイル識別子が、復号化されるタイルの前記リストに含まれていることの決定に基づいて、前記ピクチャセグメントを再構成するステップと、

を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項10】

ビデオシーケンスを符号化するための装置であって、

プログラムコードを保管する、ように構成された少なくとも1つのメモリと、

前記プログラムコードを読み出し、かつ、前記プログラムコードによって指示されるように動作する、ように構成された少なくとも1つのプロセッサと、を含み、

前記プログラムコードは、

前記少なくとも1つのプロセッサに、ビデオシーケンスを符号化させる、ように構成された符号化コードと、

前記少なくとも1つのプロセッサに、固定長コードワードを含むハイレベルシンタックス構造におけるピクチャセグメントの識別子を搬送するバイナリ符号化シンタックス要素を復号化させる、ように構成された復号化コードと、

前記少なくとも1つのプロセッサに、前記ピクチャセグメントを再構成させる、ように構成された再構成コードと、

を含み、

パラメータセットは、前記ハイレベルシンタックス構造が属するピクチャについてアクティブである、

装置。

【請求項11】

前記ピクチャセグメントは、タイル、タイル群、または、サブピクチャ、のうちの1つである、

請求項10に記載の装置。

【請求項12】

前記シンタックス要素は、前記ピクチャセグメントにおける、それぞれ、マクロブロックアドレス、第1マクロブロックまたは符号化ユニットの符号化ユニットアドレス、もしくは、第1符号化ユニットのタイルアドレス、のうちの1つである、

請求項11に記載の装置。

【請求項13】

前記シンタックス要素は、タイル識別子である、

請求項11に記載の装置。

【請求項14】

所与のタイルレイアウトについて、前記タイルレイアウトにおける各タイルは、固有のタイル識別子を有し、かつ、前記固有のタイル識別子は、前記タイルレイアウトにおける前記ピクチャセグメントのスキャン順序に従って、割り当てられている、

10

20

30

40

50

請求項 1 3 に記載の装置。

【請求項 1 5】

前記スキャン順序は、前記タイルレイアウトの左上隅のタイルに関連付けられており、かつ、上から下へ、右から左への順序に従って、1つずつ増加される、

請求項 1 4 に記載の装置。

【請求項 1 6】

前記シンタックス要素は、前記ハイレベルシンタックス構造において固定位置にある、

請求項 1 0 に記載の装置。

【請求項 1 7】

前記シンタックス要素のサイズは、前記パラメータセット内の少なくとも 1 つのシンタックス要素を通して決定される、10

請求項 1 0 に記載の装置。

【請求項 1 8】

ビデオシーケンスを符号化するための装置によって符号化されたビデオ符号化データのデータ構造であって、

前記ビデオシーケンスを符号化するための方法は、

ビデオシーケンスを符号化するステップと、

固定長コードワードを含むハイレベルシンタックス構造におけるピクチャセグメントの識別子を搬送するバイナリ符号化シンタックス要素を復号化するステップと、

前記ピクチャセグメントを再構成するステップと、20

を含み、

前記ビデオ符号化データは、前記ビデオシーケンスを符号化するための装置によって、パラメータセットは、前記ハイレベルシンタックス構造が属するピクチャについてアクティブである、とすることにより生成される、

データ構造。

20

30

40

50